

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示・通達に対し、頂いた主なご意見と国土交通省の考え方

ご意見	国土交通省の考え方
<p>(4) 登録運転者等に対する行政処分基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故を引き起こした者の運転者登録の取消しは、必要なことだと思いますが、事故を引き起こしたとしても事故報告を行わない事業者もいることから、正直に事故報告を行った事業者が不利を被ることの無いよう措置されたい。 ・ 重大事故を引き起こした者について処分されるのは当然であるが、100%の加害となる事故についても様々なケースがあることから、これを踏まえた判断をされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報については、事業者からの事故報告のほか、各都道府県公安委員会からの情報や事業者に対する監査等により、適切に事故情報を把握して参りたいと考えております。 ・ なお、事故報告を行わなかったことが、監査等により判明した事業者については、行政処分等により厳正に対処してまいります。 ・ 登録運転者が重大事故を引き起こしたことにより行政処分等を行う際には、被害者との関係で100%加害となるケースにおいても、事故が専ら運転者の不注意によって発生したものであるかどうかについて確認のうえ、これを踏まえた行政処分等を行うこととしております。